六九 御役人直言上之儀被仰出

萬端御役人共直に言上可仕を、あなたとなた持廻り、 者可有之旨、被仰出候事。 (元祿+五年) に御内意之趣可申聞置候。 油斷候ば火急に曲言に可被仰付 義之勵無之者に候間、 りは、御直之御奉公本望可奉存所、左様無之候は、所詮忠 間遠申候。御役人共之身に仕候ては、人につかはれ可申よ 向後急度可被及御沙汰候。此旨惣樣 透と

七〇 諸頭・諸奉行之心得に付

被仰出

證申聞覺悟相改候得ば、一段之儀に候。若此筋難心得候ば、 却て不忠之者与被思召候。若私を立申者共、拙者共より内 奉公之至極に候得共、御爲に替申者共有之候。ケ様之儀は 諸頭・諸奉行共之內、組丼支配之者共を身に懸介抱仕儀は、 候はゞ申分立申間敷候。若其筋得心不仕者、 頭・奉行共近年此筋に参候儀、御書立を以可被仰出候。左 役儀被仰付置

候では、第一御仕置之害に罷成候。 (資水七年) 十月十五日

他國口發出前勤番之儀に 付被仰出

候。御近習之者など御發駕之日迄相勤、又御萧城之日より 前々以來他國に被遣候者共、發出前勤番等爲引候旨達御聽 儀出候はど、必至与御咎可有之候。 相勤候。表向之様子不宜候。此以後何れ之組にても觸事其(すい)

なし。 朱書。右正德四年三月八日、御家老衆を以諸組頭に被命。 有之候。此度之命により、御徒組等までも休日といふ事 是より先御小將組は歸着之後十日、御馬廻等は廿日休日

七二 諸色高直之儀に付被仰出

躰に候得共、御領國之儀は惣而古來米直段他國より下直に 御領國中諸色、 諸物も准之他國より下直之所、 近年段々高直に罷成候。此儀諸國共同事之 近年諸物之樣子結句諸

之考も無之、其分に仕置候躰に相聞え候。向後急度愈議有 之、諸色下直に成候様沙汰可有之候。 出、或莫大高利を取候儀も、其所之潤と迄相心得、御費等 御領國にて出來之品、他國より來候諸物共、直段を引揚賣 御費、御家中之者及難儀候。町方・御郡方裁許之面々之儀 國よりも高直に候。被召上候物之直段も同事にて、大分之 は、其所之町人・百姓潤候を心懸可有之は勿論之事候得共、

他國に遺候手廻宜候故多遺し、御領内に用候分致拂底候に 候。且又御停止之品々は不及申、其外諸物茂、先年よりは 候。左様之族は御仕置に被仰付、見懲に罷成候様に可被仕 可被仕事。 之候ても密々に差出候沙汰有之候。ケ様之儀故、猶更其品 て無之候共、 付、自高直に成候躰に候。左候得ば、假令御制禁之品々に 々も次第に高直に罷成候。急度吟味可有之處、油斷成儀に 一、前々より他國に出候儀成不申御制禁之品々も、 左樣之所僉議有之、 過分に他國に出不申様に 何と有

人百姓と馴合、 一、所々奉行之家來、 私曲ヶ間敷儀共有之様子候。依之買置等仕、 又は手先小役人、或十村肝煎等、 III

> 之ば、急度吟味有之尤候。 相聞え候。然共可爲其役人者、其仔細を乍存、其通買求候 畢竟賄賂之筋に候。不限是何等之品にても、皆以ケ様之趣 銀高下有之は格別、 仕候旨、先年より及承儀に候。都而商賣物、善惡に因て代 をば引棚と名付、支配方に遺候様に積置、不宜棚をば平賣 多遺候由。既に木呂など、棚仕候内にも善悪を仕置、宜棚 賣候物は格別直段下直に仕、或直段相極候品は夫々分量を はど、其主人別而越度に可能成候條、隨分吟味可有之事。 成事共不相知躰に候。家來等之內、左様之品脇より相知候 或は御停止之品々等他國に洩候儀も、 に

> 賣出物に、

> 右損料をも懸、 儀は、決て有之間敷儀に候處、不屆至極之儀に候。其故外 一、右小役人等、其支配方之諸物不因何品、之者之手前に(非者) 同直段にてケ様之儀依怙贔屓仕候段、 高直に仕躰に候。左様之族有 奉行人に押隱、

仕置、 共多、侍中に對し候ても慮外之仕形候。ケ様之儀も其分に 一、近年町人・百姓等、言外華麗に罷成、 制止無之段不念成儀に候。向後急度可被申付候。 萬事に付奢之儀